

交通事故被害にあわされた方へ

千葉県警察



警察署

課

担当者

電話

(内線)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）による支援

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）は、犯罪の被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的に設置された千葉県公安委員会指定の民間犯罪被害者支援団体であり、警察、裁判所、医療機関等への付添い支援を行うほか、犯罪の被害にあわれた方などの相談やカウンセリング等の活動をすべて無料で行っています。

◎「情報提供票」について

千葉CVSによる支援を受けるために必要となるものです。

支援を希望される方は、支援を担当する警察官にお申し出ください。

なお、千葉CVS職員には、守秘義務が課せられ、情報管理が徹底されています。

別記様式

情 報 提 供 票						
情報 提 供 日 時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分			
情 報 提 供 元	千 葉 県 (担当者名)	警察署・隊 課)
情 報 受 理 担 当 者	団体名	受理者				
被 害 者 等 の 氏 名 及 び 連 絡 先 等	氏 名 住 所 連絡先	年 齡	歳	性 別	男 性 ・ 女 性	
犯 罪 被 害 の 概 要						
そ の 他						
情 報 提 供 の 同 意 に 関 す る 署 名 欄	署 名 (保護者等)					

備考1：該当する箇所を○で囲むこと。

2：「その他」の欄には、被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行つた援助の内容などを記載する。

3：被害者等が少年の場合、保護者等からも同様の措置を施しておくこと。

はじめに

交通事故の被害にあわれた方は、直接的な被害にとどまらず、その後も予想をしないような精神的ショック、身体の不調、治療や失職、転居などによる経済的困窮、SNSやマスコミ等による精神的な二次被害などが発生することがあります。

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判はどのように進み、犯人にはどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力を願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか。

といったことを分かりやすくお知らせするためのものです。

回復への道のりは人それぞれです。

まずは、やりたいことやできそうなことをしてゆっくりと過ごしましょう。安心できる場所で信頼できる人と一緒に過ごすことは回復の過程でとても大切です。

できることから少しづつやってみましょう。

この被害者の手引が、みなさんが再び平穏な暮らしを取り戻すための手助けになればと思います。



千葉県警察

犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



事故にあうと…

事故にあうと、心や身体に次のような反応が出ることがあります。



心身の回復のために…



安心できる場所を見つける

話せるようであれば、被害の後に生じている反応について相談する
(話せないとには無理をしない)



事故にあった後は、事故という異常な事態に対応するために心身のエネルギーが使われ、普段の生活に使えるエネルギーがとても少なくなるので、普段どおりに生活すること自体が難しくなってもおかしくありません。そのようなときには、「食事は弁当や惣菜を利用する」、「買い物は通信販売を利用する」、「毎日の洗濯を、2日に1回にする」など、生活そのものの負担を減らす工夫も大切です。

子どもが事故にあうと…

子どもが事故の被害にあうと、次のような反応が出ることがあります。

事故を再現する
ような遊びを
くり返す

赤ちゃん返りを
する

夜中に悲鳴を
上げて飛び起きる

落ち着きがなくなる
いつもイライラ
している

とても甘える
ようになる

特に思春期以前の子どもは、言葉で気持ちを表現することが難しいため、身体や行動で気持ちを表現することがあります。

そのため、事故のことを話さなくても、さまざまな形で気持ちを表現していることが多いのです。

子どもが頼りに
している人と、安心できる
場所でゆっくり過ごす
時間を作る

しっかり甘えさせる
甘えるということは、
安全な場所を求めてい
ることです。満足するまで
甘えられれば、
落ちついてきます。

いじわるをするときには、
「いじわるをしたこと」
きちんと叱り、
「こわい、つらい気持ちを
持て余していること」
は受け止める

事故のことを
話す場を作る
話したがらない場合には
無理に聞き出さない

子どもが事故にあうと… (親の心理)

お子さんが事故の被害にあうと、保護者の方には次のような反応が出ることがあります。



保護者の方はお子さんが事故にあうと、まるでご自身が事故にあったような状態になつて、とてもショックを受けたり混乱したりします。

ですから、保護者の方にも様々な心身の反応が出てきて当然なのです。このような反応は、時間が経つにつれて少しずつ落ち着いてきますが、人によってその時間は異なります。また、人によっては時間が経つから反応が出ることもあります。

そうじや室内の簡単な片付け等、気持ちを切りかえる手段をいくつか用意する



普段どおりの生活を送ることすら大変なので、家事は最低限に抑える



話ができそうなら、事故のことや自分の気持ちを信頼できる人や専門家に話す

眠れなくても横になって休む時間を作る

誰かに話を聞いてもらいたいと思ったら…

千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム

別名「Active Counselor Team」通称A C T（アクト）といい、犯罪被害にあつた被害者の方やそのご家族、ご遺族へのカウンセリングを行う、公認心理師をはじめとする被害者支援の知識を有する警察職員のチームです。

043-201-0110 (内線2706)

千葉県警察本部交通部交通捜査課

交通事故に関する相談を受け付けています。

事件捜査指導・支援係 …… 交通事故（ひき逃げ事件を除く）に関する被害者相談
交通捜査係 ……………… ひき逃げ事件に関する被害者相談

043-201-0110

事件捜査指導・支援係 内線5453 交通捜査係 内線5473

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）

千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された民間団体です。警察や検察庁、裁判所などへの付添い支援も行っており、長期的な支援が受けられます。

043-225-5450

月～金10:00～16:00 土日祝日、年末年始除く

千葉県警察本部生活安全部少年課少年センター

交通事故被害にあわれた少年のカウンセリングを行っています。

フリーダイヤル **0120-783-497**

事件捜査の流れ

行政処分の流れ

被害者の方々
にご協力して
頂くこと

利用できる
各種制度

警察署

強制捜査
(逮捕)

任意捜査

行政処分担当

事件の発生

捜査の開始

犯人の特定

1

2

交通事故の場合、刑事処分以外に免許の停止や取消しといった行政処分が課せられます。

1

事情聴取

担当捜査員が被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

証拠品の提出

被害の状況を明らかにするため、被害当時に着ていた衣類、持ち物等について提出をお願いすることがあります。

提出したものは、保管の必要がなくなれば返却することができます。

実況見分等への立ち会い

警察官が被害の場所を確認する際、立ち会いをしていただく場合があります。

事実の解明や犯罪の立証に必要なことである程度の時間が必要となります。



被害者支援要員制度

被害者連絡制度

カウンセリング制度

再被害防止・保護制度

公費負担制度

検察庁

裁判所

3

送致

不起訴

起訴

略式命令請求

公判請求

4

裁判

判決



公安委員会

警察本部

意見の聴取

行政処分

停止90日以上

停止90日未満

2

4

犯人の確認

犯人と思われる人物が分かった際、その人が犯人か確認してもらうことがあります。その場合、写真やマジックミラー等で確認していただきます。

3

検察官の事情聴取

検察官が犯人を起訴するため被害の状況等を再度確認させて頂きます。

裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のために公判で証言していただくことがあります。

その際、被害者の方々のご要望に応じた様々な制度があります。



公判における各種制度

証人尋問、優先傍聴、被害者参加制度、刑事和解等

被害者等通知制度
【検察庁・保護観察所等】

各種制度が利用できる時期については目安のため詳しくは担当の警察官・検察官等にご確認ください。

警察における支援制度

警察では、被害にあられた方の負担を少しでも和らげるため各種制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にお問い合わせください。

◆ 被害者支援要員制度

捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い 病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング 心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介 千葉CVS、その他関係団体への紹介等



◆ 被害者連絡制度

捜査を担当している警察官が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況 捜査に支障のない範囲内の内容
- 犯人の検挙状況 犯人の検挙の有無、被疑者の氏名等
- 犯人の処分状況 送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果

◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあられた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的でその被害にかかる費用を警察で負担できる制度です。

カウンセリング費用 心理的支援を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。

遺体修復費 司法解剖（捜査を目的とした解剖）を終えたご遺体に生じる縫合した痕等を化粧等により目立たなくする処置を施します。

遺体搬送費 警察署からご自宅又はご遺族が希望する場所までご遺体を搬送した際に発生する費用です。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。
詳しくは担当の検察官等にお問い合わせください。

制 度	内 容
証人への付添い	証言をする際、不安や緊張を和らげるため家族や支援者に付き添ってもらうことができます。
証人への遮へい	被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。
ビデオリンク方式	証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。
優先的傍聴	被害にあわれた方やそのご家族の方は、優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。
被害者参加制度	被害にあわれた方やそのご家族の方が、刑事裁判に参加して、被告人質問や被害についての心情等の意見を述べることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し、援助を受けることや、資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。
刑事和解	被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起こさずして強制執行の手続きを取ることができます。

その他の支援制度

検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。

また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

自賠責保険と任意保険

	自賠責保険	任意保険
加入の有無	義務	任意
性質	交通事故による被害にあわれた方やそのご家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入	自賠責保険では補いきれない損害補償を賠償する保険
対象	人身損害のみ	人身損害と物損
支払限度額	○死亡 3,000万円 ○傷害 120万円 ○後遺障害 75万円～4,000万円	保険契約の限度額までの補償

保険の仕組み

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分を任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全部又は一部）で補填されます。

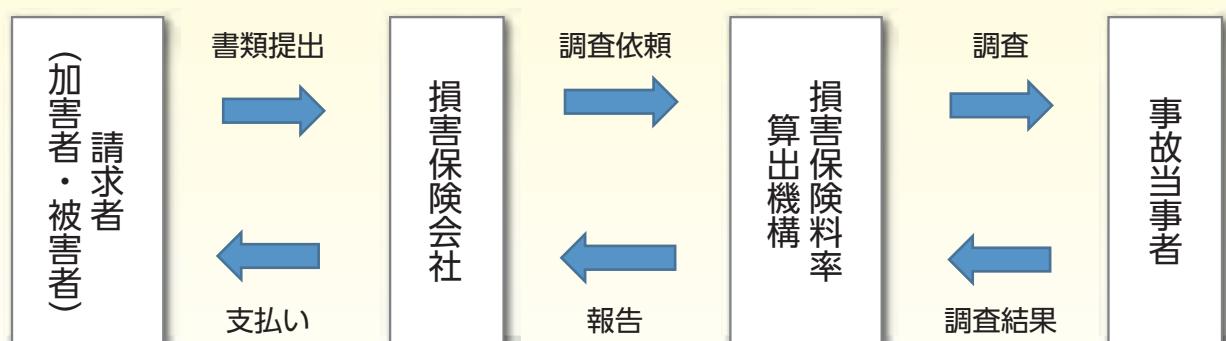
未加入の場合は、自己負担となります。

7,000万円

自賠責保険
上限 3,000万円
まで補償

任意保険加入者
4,000万円（補償範囲）
未加入者
加害者負担

保険請求の流れ



自賠責保険(共済)請求 提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求			仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払いを証する領収書	◎	◎	◎					
示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎：必ず提出

○：事故の内容により提出

自動車損害賠償補償事業の概要

次のような人身事故の被害にあわれた場合、自賠責保険(自賠責共済)から救済が受けられないことがあります。このような場合、国が損害のてん補を行う制度(政府の補償事業)があります。

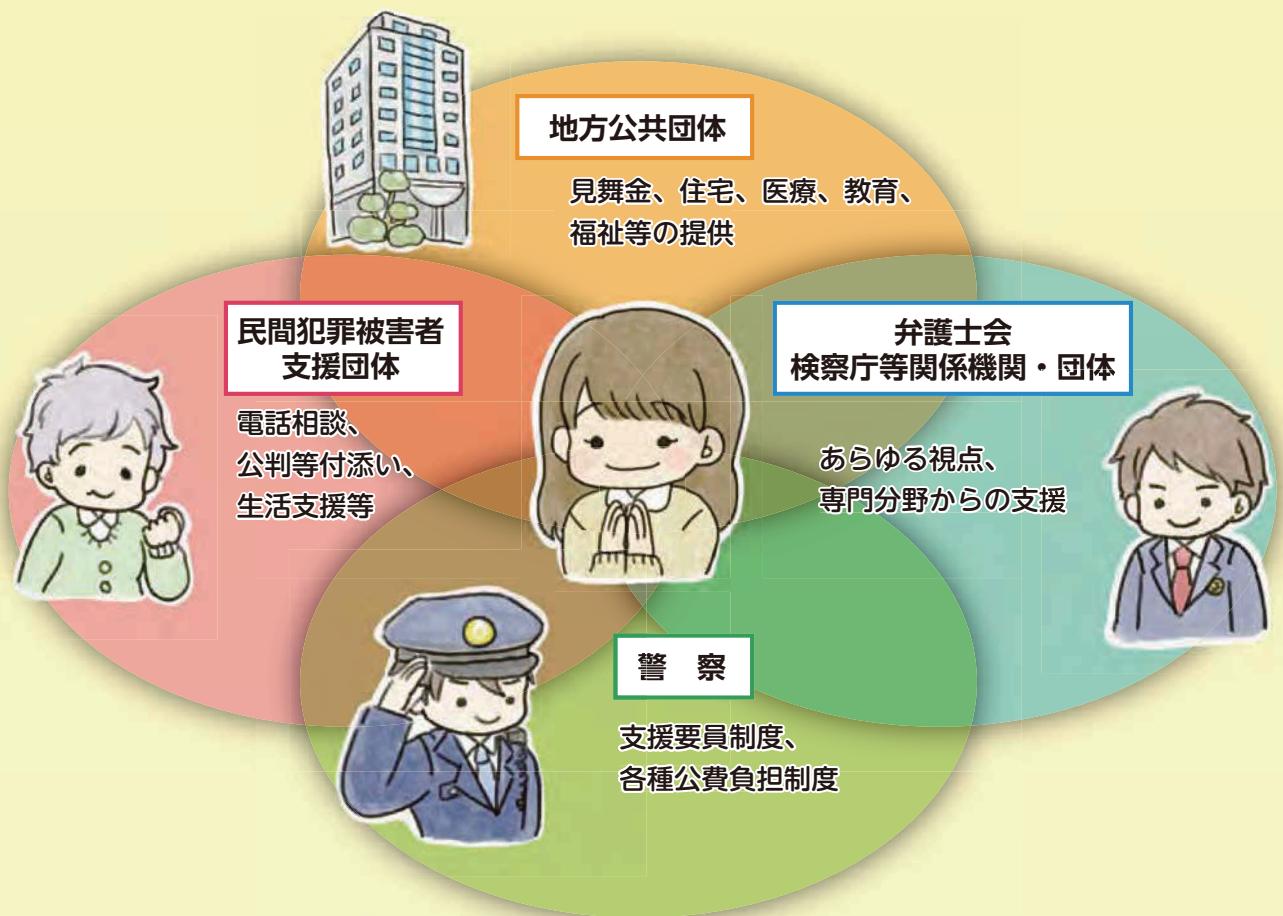
- ひき逃げの被害にあい、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

自動車損害賠償補償事業とは、政府(国土交通省)が自動車損害賠償補償法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにご確認下さい。

各種相談窓口

千葉県交通事故相談所	県や市役所及び町村役場において交通事故の相談を行っています。	本所（県庁本庁舎2階） 043-223-2264 東葛飾支所 047-368-8000 安房支所 0470-22-7132
千葉地方検察庁	被害者ホットライン	043-221-2065
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター【千葉CVS】	付添い支援やカウンセリング等	043-225-5450
公益財団法人日弁連交通事故相談センター 千葉相談所	担当弁護士が交通事故についての法律的な相談のほか、示談の斡旋など様々な相談を行っています。	043-227-8530
公益財団法人交通事故紛争処理センター 東京本部	弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。	03-3346-1756
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽDRセンター東京 (損害保険紛争解決サポートセンター)	損害保険に関する一般的な相談や自動車保険の保険請求に関する質問を受け付けています。	ナビダイヤル全国共通 0570-022808 (有料通話) PHS・IP電話 03-4332-5241
損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター	自賠責保険への請求に関する一般的な相談や損害賠償に関する質問を受け付けています。	0120-9-11281
公益財団法人千葉県交通安全協会 千葉県交通安全活動推進センター	交通事故に関する相談	043-271-8481
独立行政法人自動車事故対策機構 NASVA(ナスバ)	全国の交通事故被害者及びその家族を対象とした総合的な電話相談窓口が開設されています。 1 各種相談機関の窓口紹介 2 各種サービス案内 ①交通遺児への支援 ②介護料の支給等 ③医療施設の運営	ホットライン 0570-000738 本部 03-5608-7560 千葉支所 043-350-1730
公益財団法人交通遺児等育成基金	交通事故で亡くなられた方の残されたお子様（満16歳未満）が損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで加入すると、これに国や民間から援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。	03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611
公益財団法人交通遺児育英会	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を無利子で貸与して進学援助を行い、社会に有用な人材を育成します。	03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521286
一般財団法人道路厚生会	東日本・中日本・西日本高速道路（株）が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的理由から修学が困難な高校生等に返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付します。なお、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付しています。	03-6674-1761
日本司法支援センター (法テラス)	交通事故の被害者等で、経済的に余裕のない方が、問題解決のために弁護士等への依頼を必要とする場合に、弁護士費用などを立替える民事法律扶助事業を行っています。（一定の収入要件有り）	0570-078374
一般社団法人 交通事故被害者家族ネットワーク	交通事故被害者としての経験を活かした生活支援や交通事故に関する相談等	0120-05-1575



被害にあわれた方が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、社会全体で被害にあわれた方々を支えていきます。

千葉県犯罪被害者等見舞金制度についてはコチラ →



メモ